



発行者：南大阪支部 広報部 編集：広報担当
平成 25 年 11 月発行

【事業活動報告】

【第 3 回三役会】

平成 25 年 7 月 6 日（土）、富田林市民会館において支部役員会に先立ち支部三役会が開催され、同日開催の役員会に付される議題について協議が行われました。

【第 3 回役員会】

平成 25 年 7 月 6 日（土）、富田林市民会館において支部役員会が開催されました。各部会から活動についての報告及び今後の計画についての発表、広報月間の活動についての協議が行われました。

【支部懇親会】

平成 25 年 7 月 27 日、松原市田井城にある「山崎屋」にて南大阪支部の支部懇親会が開かれました。



午後 18:00 過ぎに参加者もだいたい出揃ったので、谷川副支部長及び中山支部長の挨拶を皮切りに吉村会員の乾杯をもって懇親会の開始です。間に 6 月に入会された土田会員と新しく転入された岩見会員からの挨拶なども挟みつつ、おいしい料理やお酒を楽しみました。

そしてほどよく親睦も深まった午後 8 時半、松本会員の締め挨拶とともにお開きとなりました。

【支部研修会】

平成 25 年 8 月 24 日（土）、富田林市民会館において支部研修会が開催されました。

テーマ：交通事故・損害賠償請求の実務事例

講師：潮崎章二会員（兵庫県行政書士会 阪神支部）



研修の内容は、交通事故に関連した賠償金請求の事例を、調書・報告書や請求書等の実際に使用した書類を基に、受任された当時の時系列に沿って解説していただきました。

交通事故に関連した自賠責手続きや後遺障害等級認定手続きは行政書士の所管業務であり、近年注目されている業務のひとつであります。

手続きの流れ等については自分である程度調べる事は可能ですが、例えばどのタイミングで料金を貰うようにしているのか？報酬金額の設定はどういった基準で考えているのか？などは、実務に携わっていないとかなかなかわからないところであり、そのあたりの話も十分に聞いたのは貴重でした。

また交通事故の賠償請求については、任意保険がらみなどで訴訟にまで発展するケースもあります。訴訟になれば行政書士業務ではなく弁護士等の業務範囲となります。こういった場合に、どのポイントから訴訟への移行を考え始めるのか、また弁護士に業務を引き継ぐ際のタイミングとその事前の準備等について、などはなかなかマニュアルや手引き等には載っていない内容なので、こういった機会に聞いた事は非常に勉強になったと思います。

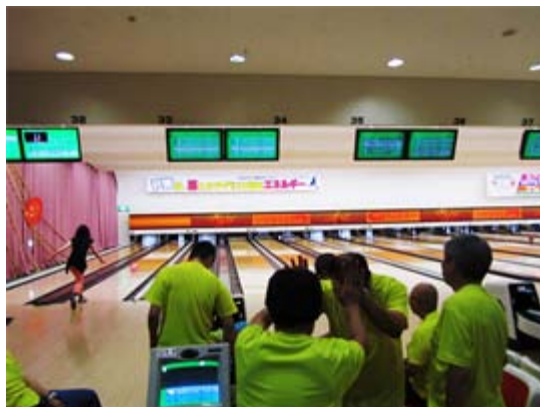
【ボウリング大会】

平成 25 年 8 月 31 日（土）、午後 1 時より新大阪のイーグルボウルにて恒例の支部対抗ボウリング大会が開催されました。

当日はなんだか雨が降りそうで降らないような妙な天気の中でしたが、大阪府行政書士会の全 16 支部中 15 支部が集まって無事とり行われました。

進行は、最初に総務部の挨拶から始まり、高尾副会長の挨拶→ルール説明と続き軽い練習時間をとってから始球式→競技開始となります。

南大阪支部からの参加者は三浦、原、横田、西野、三好、榎田、田尻、神谷、谷川（敬称略）の 8 名+1 名の合計 9 名です。全員用意された揃いの黄色の T シャツに袖を通し、競技に臨みました。



競技の方法は、支部毎に 4 名ずつ 2 チームに分かれ 2 ゲームを行い、それぞれの成績を合算したものが支部の総合得点となり、その得点によって支部単位の順位が決まります。

開始後 2 時間ほどで競技終了。

団体戦 結果

1 位 西支部 2 位 阿倍野支部 3 位 堺支部 4 位 極東支部 5 位 枚方支部

南大阪支部の成績は 15 支部中 12 位でした。

思い返してみれば昨年と全く同じ順位です。

なお当支部からは西野会員がブービー賞を獲得しました。

【第 4 回三役会】

平成 25 年 9 月 28 日（土）、富田林市民会館にて支部役員会に先立ち支部三役会が開催され、同日開催される支部役員会に付される議題について協議が行われました。

【第 4 回役員会】

平成 25 年 9 月 28 日（土）、富田林市民会館において支部役員会が開催され、各部からの報告や今後の計画についての協議が行われました。また 10 月開催予定の「行政書士制度広報月間」のため、各地域の物品の確認や配布物の振り分け等を行いました。

【家族会】

平成 25 年 10 月 12 日（土）、日帰り家族旅行（家族会）が開催されました。

支部の家族会バスツアーは好天に恵まれた、10月12日（土）に行われました。総勢 23 名、女性の会員の参加がなく最初は少し寂しい感じでしたが、スタート直後から色んなドリンクが飛び交い盛り上がってきました。第 2 神名から淡路島に渡り、先ず、淡路ワールドパークおのころで世界の有名な建物が 1/25 サイズで再現されたミニワールドを見学、巨人になった気はしませんでした。



次に、大鳴門橋「渦の道」ガラスの床から、45m下の渦が見えます。干満が、中潮で、渦があまりなく残念でした。さあ、お待ちかねの昼食です。「淡路鯛のひつま鍋御膳」。鯛を 2 種のたれで、こりこりの食感が美味しかったです。ミニ鍋のおだしを鯛飯にかけて、そのおいしいこと。二度美味しい料理でした。満足です。

次に、お香作り体験、乳鉢に粉末を入れ香りオイルを乳棒で力を込めて混ぜ合わせます。筒で薄く延ばして、小さく型抜きして出来上がり、家で 2・3 日乾燥して、不燃布の上で焚くそうです。



最後に「たこせんべいの里」でお土産を買って帰路に着きました。半沢直樹に似た運転手さんと、はきはきとした、添乗員さんで、車内は和やか、楽しい 1 日でした。厚生部の先生、寄付を頂きました先生方、ありがとうございました。(写真と文：田尻) + (写真：谷川)

【河南 3 町村役場表敬訪問】

10 月の行政書士制度強調月間に際して、昨年度よりの無料相談開催案内の広報掲載及び町村役場の施設の利用に対する御礼かたがた、河南 3 町村（太子、河南、千早赤阪村）の町村長を役場にて表敬訪問致しました。



役場を訪問し、まずは日頃の広報掲載・役場施設利用の御礼と無料相談について、行政書士強調月間等の説明を行いました。

対して町村長からは、町村の歴史や町村の住民への取り組みについてお話があり、住民へのサービスの一環として今後ともお互い協力していきたい旨の話がありました。

表敬訪問の参加者は中山支部長、山下副支部長、駒谷会員、村元会員の 4 名です。

【会計からのお知らせ】

平成 25 年度支部会費を**未納の方にのみ**、このやまなみに振込用紙を同封しております。支部運営の為御協力お願い致します。

また南大阪支部では、お祝いやお見舞い、お弔に支部独自の慶弔規定を作成しています。（詳細につきましては支部 HP をご覧ください。）該当される方は支部長までご連絡下さい。

【南大阪支部に新規に入会された会員の紹介】

平成 25 年度上半期（平成 25 年 9 月まで）に入会されました会員の方に、主に次の 2 項目をアンケート方式によりお尋ねしました。

質問 1：行政書士としてやっていくにあたり、メインとしてやっていきたい業務は何ですか？
また、その理由は？

質問 2：行政書士業務、もしくはその他の事でも構いませんので、先輩会員に聞いてみたいことはなんですか？

以上の質問に関して、今回ご回答頂きました新入会員の皆様を紹介いたします。

■桂建生 会員

回答：1

相続、遺言書作成など民事法務業務を中心に隣接業務をもと考えていますが、まだ確定はしていません。

いろいろな研修に参加して実務に耐えうる様にしていきたいと思っています。

回答：2

他士業者との関係はどのようにされているのか、お教えくだされば有り難いと思います。

■香川昌之 会員

回答：1

既に父がこれまで建設業許認可や経審をメインとして業務を行っておりますので、引き続きその業務を頑張っていきたいと考えております。

回答：2

あらゆる分野でがんばっておられる諸先輩方に、ぜひその分野でのご苦労話やアドバイス等をお聞かせいただき、自身の知識アップや自己研鑽に努めていければと思っています。

■土田次郎 会員



回答：1

相続・遺産、成年後見等に関する業務に関わりたいと考えております。

直接これらについての経験はありませんが、現在これらに関連する業務に携わっていることもあり、今後知識を深めながら「業」に繋がっていけばと思っております。

回答：2

会員となって以降、目立った活動もしておらず、もっぱら協会等の「研修」の受講がメイン活動です。当然仕事への自信もありませんが、将来の展望にも不安と悩みが交叉しており、これら打開策について先輩方のご意見をお伺いしたい近況です。

■永井啓一 会員



回答：1

農業関係です。特に農業振興に関することにかかわることができればと思えます。今までの職歴を生かしたいと考えています。

回答：2

研修会に参加して、いろいろ学ばせてもらいたいと思います。

【本会からのお知らせ】

本会及び暴力団等排除対策委員会より、不当要求防止責任者講習への参加の呼びかけがありましたので、次ページにて案内書を掲載しております。

なおこちらの案内は会報 10 月号に折り込まれていたものと同じ内容になります。文中にある「責任者選任届出書」も同じく 10 月号に同封されていたものとなっています。

奮ってご参加下さい。

【編集後記】

今回の広報誌の発行に際し、寄稿や写真等の提供をしていただいた会員の方々に感謝すると共に御礼申し上げます。さて、時間がものすごいスピードで進んでいるようで、今年もあと 2 ヶ月。やり残しなどないように自分を管理しつつしっかり結果を出していきましょう。(榎田啓)

行政書士大阪 10 月号
通巻第 357 号・付録
大行発第 508 号
平成 25 年 9 月 18 日

会 員 各 位

大阪府行政書士会
会 長 北 山 孝 次
暴力団等排除対策委員会
委員長 嶋 口 康 生

不当要求防止責任者講習への参加依頼について

新涼の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、会務運営にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、暴力団等排除対策委員会では、下記のとおり不当要求防止責任者講習を開催いたしますので、奮ってご参加ください。

不当要求防止責任者講習とは、公安委員会の委託を受けて大阪府暴力追放センターが実施している暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能などについての講習です。

申し込み方法につきましては、添付の「責任者選任届出書」を、事務所所在地を管轄する警察署の刑事課に平成 25 年 11 月 29 日（金）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。後日、府警本部より講習のハガキが届きます。

講習終了後、受講者には「暴力団排除不当要求防止責任者講習受講事業所」のステッカーおよび責任者証が交付されます。

この機会に、是非とも多くの会員に受講していただきたくご案内いたします。

記

日 時：平成 26 年 3 月 7 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

会 場：大阪府行政書士会 大会議室

受講料：無料

対象者：本会会員

申込期限：平成 25 年 11 月 29 日（金）

申込方法：添付の「責任者選任届出書」を、事務所所在地を管轄する警察署の刑事課へご提出ください。

（「責任者選任届出書」に記載する不当要求防止責任者名は
会員本人としてください）

※すでに一度受講されている方は、今回受講する必要はありません。

以上